

意見応募用紙

都市公園の設置等に係る基準

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の設置に係る技術的基準（配置・規模）などの基準について定めるため条例を改正します。

平成 24 年 10 月 17 日（水）必着

あて先：鎌倉市長（実施機関：公園課 市役所分庁舎 2 階）

郵送先：〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市 公園課 宛

FAX：0467-23-8520 鎌倉市 公園課 宛

※ E メール（park@city.kamakura.kanagawa.jp）や直接窓口でも受け付けます。

下記の * の項目は必ずご記入ください。

*記入者本人の 氏 名	(フリガナ)	年齢 (歳)
法人・その他 団体等の名称	*法人・その他団体等の場合は、記入してください。個人の場合は、空欄で構いません。）	
*住 所 (所在地)		
電 話 番 号	()	
*区 分	市内在住・在勤・在学・本市に納税義務のある人・この事案に利害関係があると認められる人 該当に○をしてください（複数可）	

標記の条例制定について、次のとおり意見を提出します。

意見記入欄

- いただいたご意見は、市ホームページで公表いたします。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。（住所、氏名、電話番号の公表はいたしません。）
- みなさまからいただいたご意見は、本件以外に使用することはありません。

「都市公園の設置等に係る基準」について意見を募集します。

意見募集要領

【意見募集の内容】

「都市公園の設置等に係る基準」について（詳細は別紙をご覧ください。）

【意見募集期間】

平成24年9月18日（火）から10月17日（水）まで（期間内必着）

【意見の提出方法】

必ず、意見応募用紙（この裏面です。市ホームページからダウンロードもできます。）に必要事項をご記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

お電話による意見募集はしておりません。

- ・ 公園課へ直接のご提出（市役所分庁舎2階）
- ・ 郵送（宛先：〒248-8686 鎌倉市御成町18-10）
- ・ FAX 0467-23-8520
- ・ Eメール park@city.kamakura.kanagawa.jp

※ 意見を提出できるのは、市内在住・在勤・在学の人・本市に納税義務のある人・この事案に利害関係があると認められる人に限ります。

※ Eメールの場合、件名「都市公園の設置等に係る基準」についての記載を必ずお願いします。

【意見の公表】

いただいたご意見と、それに対する市の考え方は、後日公表します。

※ 個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

※ 公表に際して、住所・氏名・電話番号の公表はいたしません。

【お問合わせ先】

鎌倉市都市整備部 公園課 整備担当

電話 0467-23-3000 （内線2618）